

令和
4年度

農作業標準賃金・標準農作業料金

令和4年度の農作業標準賃金と水田機械作業による標準農作業料金が次の表のとおり決まりました。

○農作業標準賃金

| 作業種目 | 標準賃金 | 備考 |
|------------------------|--------|--------------|
| 水田作業（1日当たり） | 9,900円 | 実労働時間 8時間 |
| 畑作業（1日当たり） | 8,200円 | |
| ◎賄い回数は2回、ただし賄評価額は含まない。 | | |

お問い合わせは
神崎町農業委員会

電話番号 0478(72)2114

○水田機械作業による標準農作業料金

| 作業種目 | 標準料金 | 備考 |
|-------------|---------------------------|------------------------|
| 耕耘（トラクター） | 10a当たり 6,300円 | ロータリー使用 |
| 畦塗り（トラクター） | 1m当たり 38円 | |
| 代かき（トラクター） | 10a当たり 6,600円 | ドライブハロー使用 (仕上げまで2回) |
| 植付（田植機） | 10a当たり 8,200円 | 稚苗、苗代含まず |
| 刈取脱穀（コンバイン） | 10a当たり 18,000円 | 収穫搬費含まず |
| 収穫搬（軽トラック） | 10a当たり 920円 | コンテナ使用 |
| 乾燥調製 | 1俵当たり 2,900円 3,400円 | 色彩選別機使用なし 色彩選別機使用あり |
| 育苗 | 1箱当たり 790円 | 稚苗の額 |

◎乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター付き（1人）料金です。

※農作業標準料金は、農作業受委託契約を結ぶにあたっての目安となるよう定めたものです。

農地の分散度・土質・農地の形状などを考慮し、地域の実情により当事者間で話し合いにより決めてください。

※多収量品種の導入等で作業料金が高くなる場合がありますので、委託者と受託者で協議の上、決めてください。